

国立大学法人東京医科歯科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	21,544	13,752	6,142	1,650 (調整手当)		
理事 (3人)	39,089	25,344	10,232	3,041 (調整手当) 472 (通勤手当)	1月1日1名	12月31日1名
理事 (非常勤) (2人)	3,600	3,600				
監事 (1人)	12,030	8,448	2,492	1,014 (調整手当) 76 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,200	1,200				

*「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給するものである。

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1252	43.8	7,612	5,561	161	2,051
事務・技術	225	42.8	6,523	4,797	212	1,726
教育職種 (大学教員等)	574	47.3	9,438	6,871	163	2,567
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	314	37.6	5,520	4,042	94	1,478
技能・労務職種	15	56.1	5,881	4,346	250	1,535
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	5	49.3	8,617	6,308	248	2,309
医療職種 (医療技術職員)	116	43.3	6,354	4,666	211	1,688
その他医療職種 (看護師)	1					
指定職種	2					

* 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」および「指定職種」については、該当者が1人および2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

* 「その他医療職種(看護師)」とは、病院を勤務先としない看護師を示す。

* 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

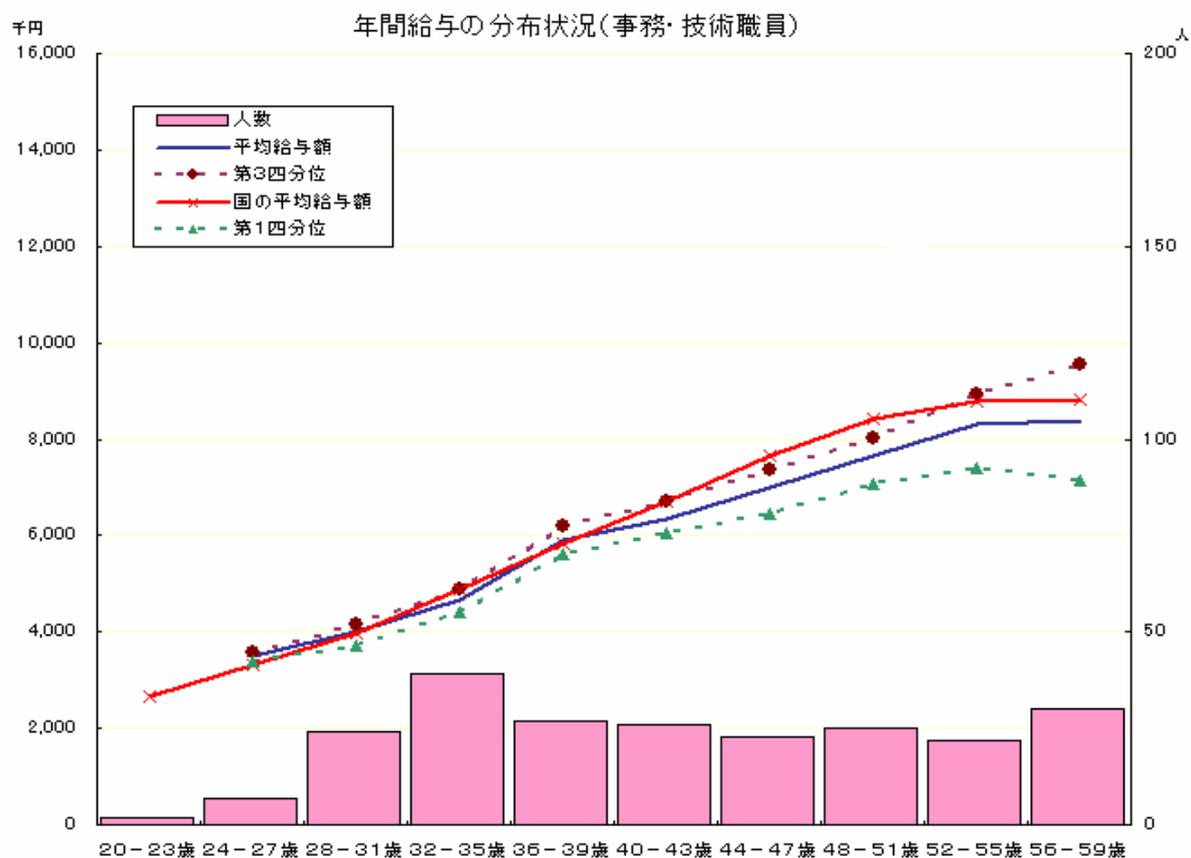
在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	231	30.9	3,492	2,802	112	690
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	57	31.6	3,385	2,552	202	833
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	39.5	6,905	5,146	128	1,759
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	76	27.7	2,205	2,205	0	0
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	33.0	4,121	3,045	83	1,076
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	34.4	3,506	2,666	195	840
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	39	28.2	3,744	2,829	172	915

年間給与の分布状況

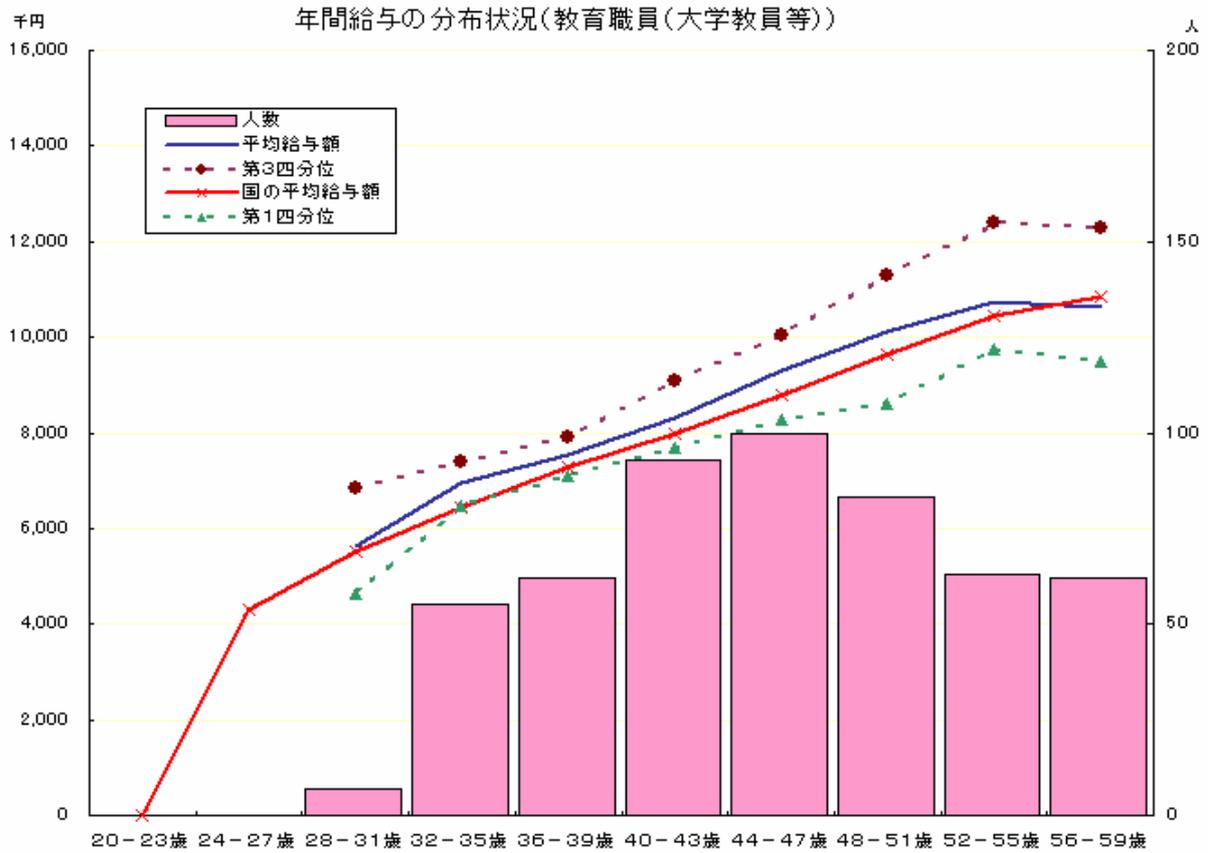


* 年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

【事務・技術職員】

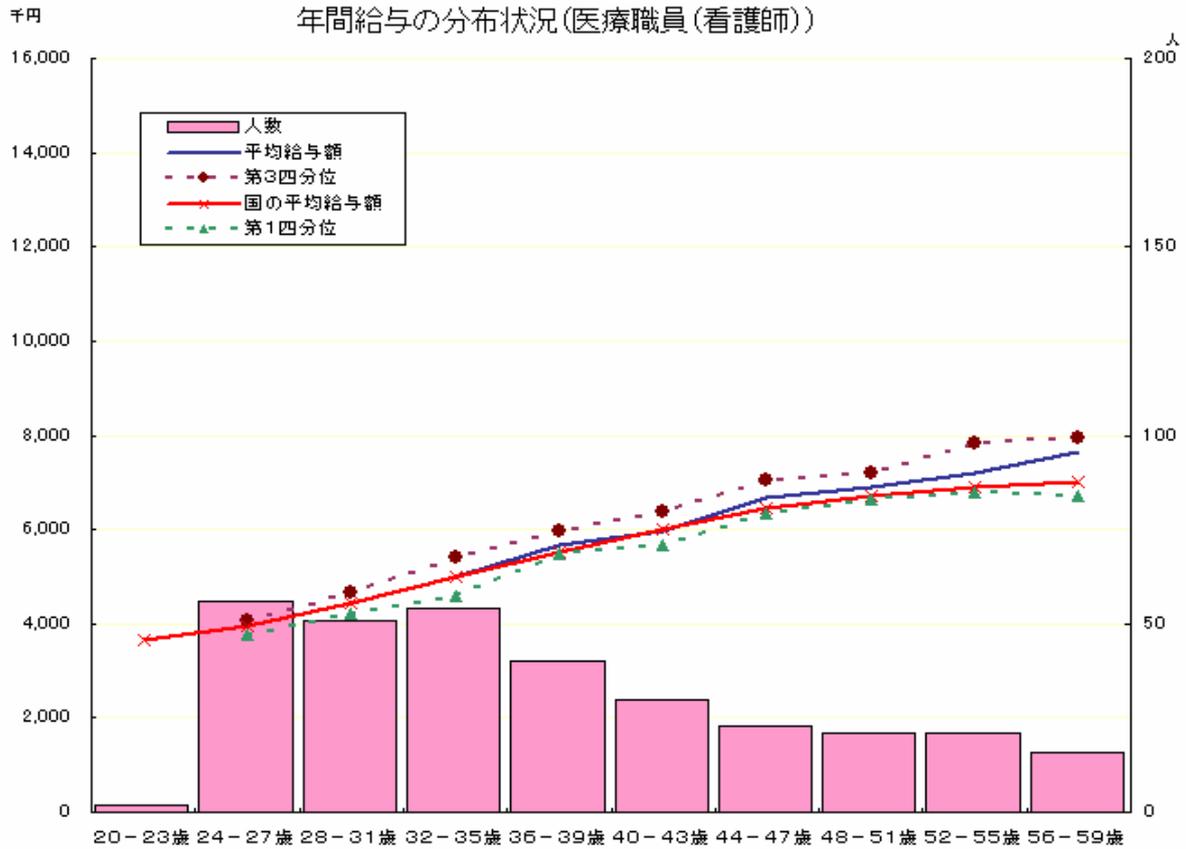
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
課長	19	54.4	8,920	9,333	9,706
係員	63	32.6	3,736	4,275	4,666

* 本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区別がないため、原則として、「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。また、同様に「本部係員」及び「地方係員」と区別がないため、「係員」と記載した。なお、「課長」には、課長相当職である「主幹」、「室長」及び「事務長」を含む。



【教育職員(大学教員等)】

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
教授	140	54.8	11,256	12,020	12,653	
助教授	126	49.0	9,442	9,846	10,381	



* 年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

【医療職員(看護師)】

分布状況を示すグループ ¹⁾	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護師長	30	48.5	6,847	7,302	7,827
看護師	207	34.4	4,075	4,858	5,482

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)

【事務・技術職員】

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長 部長	部長 次長	課長 事務長 主幹	課長、事務長 主幹、専門員 課長補佐	課長補佐 専門員 主任専門職員 主任専門職員、係長	専門職員 係長 主任	専門職員 係長 主任	主任 係員	係員	係員
人員 (割合)		0 (0%)	1 (0.4%)	3 (1.3%)	11 (4.9%)	15 (6.7%)	25 (11.1%)	37 (16.4%)	60 (26.7%)	59 (26.2%)	12 (5.3%)	2 (0.9%)
年齢(最高 -最低)				57 い 51	59 い 45	58 い 39	58 い 47	59 い 42	59 い 33	56 い 29	30 い 25	
所定内給与 年額(最高- 最低)				8,504 い 7,485	7,811 い 6,382	6,933 い 5,717	6,056 い 5,269	5,556 い 4,624	5,046 い 3,293	4,382 い 2,717	2,755 い 2,431	
年間給与額 (最高-最低)				11,848 い 10,457	10,424 い 8,786	9,377 い 8,075	8,488 い 7,263	7,640 い 6,436	6,903 い 4,501	5,987 い 3,714	3,668 い 3,324	

* 10級における該当者が1名、1級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

【教育職員(大学教員等)】

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)		140 (24.4%)	126 (22.0%)	76 (13.2%)	210 (36.6%)	22 (3.8%)
年齢(最高 -最低)		64 い 41	63 い 34	63 い 33	64 い 30	59 い 28
所定内給与 年額(最高- 最低)		10,306 い 6,834	8,074 い 5,266	7,418 い 5,141	6,834 い 3,951	5,270 い 3,090
年間給与額 (最高-最低)		14,554 い 9,716	11,048 い 7,440	10,220 い 6,888	9,054 い 5,474	7,234 い 4,223

【医療職員(看護師)】

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)		0 (0%)	1 (0.3%)	4 (1.3%)	26 (8.3%)	72 (22.9%)	208 (66.2%)	3 (1.0%)
年齢(最高 -最低)				58 い 52	58 い 38	54 い 27	59 い 23	59 い 50
所定内給与 年額(最高- 最低)				6,693 い 5,623	5,898 い 4,468	5,594 い 3,036	5,339 い 2,569	4,441 い 4,328
年間給与額 (最高-最低)				9,076 い 7,865	8,213 い 6,288	7,643 い 4,141	7,438 い 3,516	6,079 い 5,915

* 6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率

【事務・技術職員】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.8%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	32.2%	33.5%
	最高～最低	46.2～31.5%	42.4～28.9%	44.2～30.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	69.5%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8%	30.5%	32.1%
	最高～最低	39.0～30.5%	33.3～27.8%	34.8～29.1%

【教育職員(大学教員等)】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	66.7%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2%	33.3%	34.7%
	最高～最低	46.3～32.3%	42.5～29.4%	44.3～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	69.5%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.7%	30.5%	32.0%
	最高～最低	36.4～31.4%	34.0～28.6%	34.8～29.9%

【医療職員(看護師)】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7%	64.9%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.3%	35.1%	36.6%
	最高～最低	46.7～32.8%	42.9～30.0%	44.7～31.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	69.0%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.0%	32.6%
	最高～最低	36.4～31.9%	33.3～28.4%	33.3～30.7%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

【事務・技術職員】

对国家公務員(行政職(一))

95.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

109.4

【教育職員(大学教員等)】

对国家公務員(旧教育職(一))

103.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))

102.2

【医療職員(看護師)】

对国家公務員(医療職(三))

101.8

対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))

104.0

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額(A)	13,334,272	13,550,511	216,239 (1.6)	- (-)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定 福利厚生費)	14,843,555	13,550,511	1,293,044 (9.5)	- (-)
最広義人件費	18,558,400	16,798,269	1,760,131 (10.5)	- (-)

*「前年度(15年度)」の数値には、法人化により必要となった雇用保険・共済組合の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	無			

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案して、役員に支給する期末特別手当を増額又は減額する。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{ 改定なし	}
理事	{ 改定なし	}
理事(非常勤)	{ 改定なし	}
監事	{ 改定なし	}
監事(非常勤)	{ 改定なし	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で人件費を効率的に運用するため、全学的な視点から人件費管理を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度を参考とし、毎年的人事院勧告を考慮して給与水準を決定

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人評価の結果を基礎資料とした職員の労働成績に応じ、昇給、昇格、降格及び勤勉手当における支給割合の増減を行う制度を整備する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下、「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の労働成績に応じて支給割合を決定する(国家公務員の給与制度に準拠)。
昇給	原則、職員が1年間良好な成績で労働したとき、1号給上位の号給に昇給させることができる(国家公務員の給与制度に準拠)。
特別昇給	職員が特に良好な成績で労働したとき、1号給又は2号給以上上位の号給に昇給させることができる(国家公務員の給与制度に準拠)。
昇格・降格	昇格:特に労働成績が優秀で、かつ本学が定める必要経年数又は必要在級年数を有している者は、上位の職務の級に決定することができる(国家公務員の給与制度に準拠)。 降格:労働成績が不良な場合は下位の級に決定することができる(国家公務員の給与制度に準拠)。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

- ・部局長に対して指定職員本給表(指定職俸給表相当)を適用しないこととした。(現給保障制度あり)
- ・定年退職する教授へ指定職員本給表を適用しないこととした。
- ・教員が学校、研究所等においてその職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究もしくは指導に従事するために休職した場合の給与額を、相手先の報酬額によって0/100～60/100の支給割合とした。
- ・医師の宿日直勤務を交代制勤務としたことにより、医師が、所定の労働時間による労働が土・日・祝日又は深夜において行われる診療の業務に従事したときに診療・夜間看護等手当として1回1万円を支給、また、医師又は歯科医師が自宅等で待機を命ぜられ、当該待機の期間中に患者への処置を施すための呼出を受け、所定の労働時間以外の時間において業務に従事したきに1回5千円を支給することとした。

法人が必要と認める事項

特になし